

記載例

様式第2号

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

被災した住宅の住所を記入

宮崎市長 あて

申込日を記入

令和 年 月 日

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

世帯主の氏名を記入

氏名 宮崎 太郎

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 ※該当する箇所に“○”を記入

居間・寝室・炊事室・便所・浴室・廊下

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組(床の骨組み)+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

床組 または 下地板 が壊れている。

下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。

仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、

- ① 柱・はり+下地材+表面材(壁紙など)
- ② 柱・はり+仕上板(プリント合板・板など)
- ③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

柱・はり または 下地板 が壊れている。

下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。

下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。

壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

屋根の下地材 が壊れている。

雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。

屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

5 その他(自由記述欄) 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

居間の木製ドアが吸水により枠組みから破損している。